

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所はご契約者（ご利用者）に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 桐栄会
- (2) 法人所在地 青森県青森市浪岡大字樽沢字村元 3 3 0 番地 7
- (3) 電話番号 0 1 7 2 - 6 2 - 9 2 0 1
- (4) 代表者氏名 理事長 中 川 晴 信
- (5) 設立年月 昭和 6 1 年 9 月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所 0 2 7 2 3 0 0 0 1 3 号
- (2) 事業所の目的 高齢者が要介護状態となった場合においても、そのご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的としています。
- (3) 事業所の名称 浪岡在宅介護支援センター
- (4) 事業所の所在地 青森県青森市浪岡大字樽沢字村元 3 3 0 番地 7
- (5) 電話番号 0 1 7 2 - 6 2 - 1 2 1 2
- (6) 管理者 葛西 智美
- (7) 当事業所の運営方針 利用者の心身の状況、その置かれている環境の把握に努め、ご利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスを総合的・効率的に提供します。又、常に公正中立の立場に立ち、ご利用者に提供される居宅サービスが不当に偏ることのないよう配慮します。
- (8) 開設（サービス開始）年月日 平成 1 2 年 4 月 1 日
- (9) 通常の事業の実施地域 青森市浪岡、藤崎町、その他の地域以外についても希望者と事業者が協議の上、サービスを提供する。
- (10) 営業日及び営業時間 営業日 月曜日から日曜日
休業日 1 2 月 3 0 日から 1 月 2 日まで
営業時間 午前 8 時 1 5 分から午後 5 時 1 5 分
※電話等により 2 4 時間常時連絡が可能な体制とします。

3. 職員の配置状況

- (1) 管理者 1 名（常勤）
- (2) 介護支援専門員 2 名（常勤）
- (3) 事務員 1 名（常勤、本体施設並びに他事業所の事務員兼務）

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

- (1) サービス利用のために
○介護支援専門員 変更を希望される方はお申し出ください。

○課題分析の方法 全国社会福祉協議会方式

(2) サービスの概要 *別紙1

○居宅介護支援に関する相談を受け付け、適切な指導、助言、手続き、援助等を行います。

○ご利用者の健康状態、日常生活動作、ご家族の状況等の調査・評価等を行い、課題を分析し介護サービス計画を作成します。

○要介護認定の申請手続きに関し、ご利用者の意思を踏まえた上、必要な協力・代行手続きを行います。

(3) サービス利用料金 *別紙2

○要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。ただし、次の各号の場合は料金が発生する場合があります。

①介護保険料の滞納がある場合

この場合は法定代理受領が出来なくなるため、別紙に定める利用料金を領収後、当事業所より「サービス提供証明書」を発行します。後日、保険者の窓口に提出することで払い戻しを受けることができます。

②通常のサービス実施地域外の利用の場合（別紙2-④）

③複写物の交付を希望される場合（別紙2-⑤）

④利用料金は1ヶ月毎に計算し請求いたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始 お電話等でお申込みください。当事業所の職員がお伺いします。

(2) サービスの終了

○ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

終了の手続のための文書を用意していますので、お申し出ください。

○当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がありますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

○以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・ご利用者の要介護認定区分が要支援又は非該当（自立）と認定された場合。
- ・ご利用者が亡くなられた場合。

○ご利用者やそのご家族等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

6. 苦情の受付けについて

(1) 当事業所における苦情の受付け

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

担当者 木川 宏美

受付日 月曜日から日曜日（但し、12月30日～1月2日を除く）

受付時間 午前8時15分から午後5時15分

電話番号 0172-62-1212

※担当者が不在の場合または受付時間外の場合は、本体施設職員が受け付けします。

本体施設 特別養護老人ホームゆうゆう荘 電話番号 0172-62-9201

(2) 苦情に対する対処方針

○ケアプランに対する苦情に対しては速やかに調査し、迅速に対応いたします。

○市町村等他関係機関からの質問や照会に応じ、苦情に対する調査の協力をいたします。また、指導・助言などがあった場合はこれに基づく改善を致します。

○国保連からの申し立てに関して、利用者への必要な助言を行います。

○国保連からの指導・助言に対して必要な改善を行います。

以上の諸事項に関しては十分調整し、速やかに解消する方針で対処いたします。

青森市役所 介護保険課 事業所チーム	所在地 青森市新町一丁目3番地7号 電話番号 017-734-5257 (FAX 017-734-5355) 受付時間 午前8:30～午後6:00 (土日、祝日を除く)
浪岡振興部 健康福祉課 介護保険チーム	所在地 青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1 電話番号 0172-62-1134 受付時間 午前8:30～午後6:00 (土日、祝日を除く)
青森県 国民健康保険団体連合会	所在地 青森市新町2丁目4番1号青森県共同ビル3階 電話番号 017-723-1301 受付時間 午前9:00～午後4:00 (土日、祝日を除く)
福祉サービス相談センター (青森県運営適正化委員会)	所在地 青森市中央3-20-30 (県民福祉プラザ内) 電話番号(代表) 017-731-3039 (FAX 017-731-3098) 受付時間 午前8:30～午後5:00 (土日、祝日を除く)

7. 事業所の義務

(1) 守秘義務

事業所及び介護支援専門員は、居宅介護支援サービスを提供する上で知り得たご利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報提供

居宅サービス計画書作成や、ご利用者に係る他のサービス事業所との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、ご利用者又は、契約者等の個人情報を利用することができるものとします。

8. 感染症の予防及びまん延防止

事業所は、感染症又は食中毒が発生し又はまん延しないよう、次の措置を講じます。

- ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止対策を検討する感染症委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）をおおむね6ヵ月に1回以上開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備をします。
- ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止の為に研修及び訓練を定期的実施します。
- ・厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

9. 緊急時等における対応方法

従業者は、サービスの提供を行っているときにご利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市、保険者市町村、ご家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合にはご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 虐待防止に関する事項

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果の従事者への周知徹底。
- ・虐待の防止のための指針の整備。
- ・虐待を防止するための従業者に対する研修の定期的な実施。
- ・ご利用者及びそのご家族からの苦情処理体制の整備。
- ・虐待防止のための措置を適切に実施するために担当者を設置。
- ・その他虐待防止のために必要な措置。

事業所は、ご利用者及び事業所等からの連絡・通報を受けた際に、市町村、地域包括支援センター

等との虐待等における通報先との連携・協力を努めます。

1 1. 身体拘束等の適正化のための対策

事業所は、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむをえない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

1 2. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、事業継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施します。

1 3. ハラスメント対策

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 浪岡在宅介護支援センター

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) 住 所 青森市浪岡大字 字 番地

氏 名 印

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 青森市浪岡大字 字 番地

氏 名 印